

多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する基本協定書
(案)

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合

[]

[]

[]

[]

多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する基本協定書（案）

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合（以下、「処分組合」という。）及び多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業（以下、「エコセメント化事業」という。）の事業会社となる[]（以下、「運営会社」という。）の株主である[]、[]及び[]（以下、「株主」という。）（株主と運営会社とを合わせて「多摩エコセメント化共同事業体」とし、以下「民間事業者」という。）の代表者（以下、「株主代表者」という。）である[]は、エコセメント化事業に関し、次のとおり契約する。

前 文

処分組合は、東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場（以下、「二ツ塚処分場」という。）内に所在する土地（以下、「本件土地」という。）に、多摩地域廃棄物エコセメント化施設（以下、「本件施設」という。）を建設及び運営する計画である。かかるエコセメント化事業は、焼却残さの全量を土木建築資材である「エコセメント」の原料として活用することにより、埋め立てられる廃棄物の量を大幅に減少させ、多摩地域のリサイクルの推進、二ツ塚処分場の有効活用及び安全な埋立対策の一層の推進を図ることを目的とする。

処分組合は、エコセメント化事業にかかる総合評価一般競争入札を実施し、民間事業者から成る応募グループを落札者として選定した。落札者として選定された民間事業者は、多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する基本協定書（以下、「本基本協定」という。）の各条項の規定に基づき、その提案に従い、本件施設を建設し、運転保守管理にかかる良質なサービスを提供することを確認した。

株主は、入札説明書に従い、エコセメント化事業にかかる運転業務及び保守管理業務を行わせるために、運営会社を設立した。

処分組合、株主及び運営会社は、かかる経緯のもと、次の通りエコセメント化事業に関する当事者間の基本的な事項について合意し、本基本協定を締結する。

(目的及び解釈)

第1条 本基本協定は、処分組合及び民間事業者が相互に協力し、エコセメント化事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

2 本基本協定に定義されていない用語については、事業実施契約(第5条に定義する。)に定義する意味を有するものとする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 民間事業者は、エコセメント化事業が公共性を有することを十分理解し、エコセメント化事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 処分組合は、エコセメント化事業が民間企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(事業日程)

第3条 エコセメント化事業は、別紙1.の事業日程により実施されるものとする。

(民間事業者の役割分担)

第4条 エコセメント化事業の実施において、民間事業者を構成する各当事者は、別途合意した場合を除き、それぞれ、以下の各号に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任のみを負うものとし、その責任の範囲内においてエコセメント化事業を実施するものとする。

(1) 本件施設の設計及び建設は、[]、[]、[]により構成される[]特別共同企業体(以下、「建設請負人」という。)がこれを行う。

(2) 本件施設の運転保守管理は、運営会社がこれを行う。

(3) 株主は、運営会社の経営を監督し、第9条に定める義務を果たすものとする。

(エコセメント化事業に関し当事者が締結すべき契約)

第5条 処分組合と建設請負人は、大要別紙2.の様式による多摩地域廃棄物エコセメント化施設整備運営事業に関する建設工事請負契約(以下、「建設工事請負契約」という。)を締結する。

2 処分組合と運営会社は、大要別紙3.の様式による多摩地域廃棄物エコセメント化施設運営業務委託契約(以下、「運営業務委託契約」といい、建設工事請負契約と合わせて「事業実施契約」という。)を締結する。

(エコセメント化事業の内容)

第6条 エコセメント化事業の内容は、本件施設の建設及び運営であり、それぞれの概要は、第7条及び第8条に定めるとおりとする。

(本件施設の建設)

第7条 本件施設の建設に係る業務の概要は、別表1.に定めるとおりとする。

- 2 建設請負人は、建設工事請負契約締結後速やかにその業務に着手し、別途合意がある場合を除き、平成[1 8]年[3]月[3 1]日までに本件施設を完成させるものとする。なお、建設工事請負契約締結から本件施設完成までの期間は、実施設計の期間及び試運転の期間を含んでいる。
- 3 本件施設建設工事の請負代金(以下、「請負代金」という。)は、建設工事請負契約に定めるとおりとする。
- 4 本件施設の建設に係る業務の詳細は、建設工事請負契約によるものとする。

(本件施設の運営)

第8条 本件施設の運営に係る業務の概要は、別表2.に定めるとおりとする。

- 2 本件施設の運営にかかる事業期間は、平成[]年[]月[]日から平成[]年[]月[]日までとする。ただし、運営業務委託契約の規定に従い、変更されたときはこの限りではない。
- 3 運転保守管理に係る委託費は、運営業務委託契約の規定に基づき、支払われるものとする。
- 4 本件施設の運営に係る業務の詳細は、運営業務委託契約によるものとする。

(特別目的会社の設立)

第9条 株主は、エコセメント化事業の業務の一部である本件施設の運転維持管理業務を担当させるために、民間事業者の一員として事業会社たる運営会社を適法に設立したものであることを確認する。

- 2 株主は、運営会社の設立及び運営に関し締結した株主間契約が、次の各号に定める事項を含み、また、株主が次の各号に定める事項に反する書面による、または口頭の合意

を行っていないことをここに表明し、約束する。

- (1) 株主は、処分組合と基本協定を締結するまでに、運営会社を設立すること。
- (2) 運営会社の本店所在地を東京都西多摩郡日の出町内とすること。
- (3) 運営会社の担当する業務は、本件施設の運転維持管理業務の受託及び本基本協定において運営会社が担当すべきとされるその他の業務とすること。
- (4) 民間事業者の各構成員の保有する株式数の総和の割合が、設立時から事業期間を通じて3分の2を超えるものとする。株主代表者である[]の、運営会社への出資比率は、株主中最大となるものとする。
- (5) 運営会社の資本金額は、エコセメント化事業の運営開始までに3億5千万円以上とするものとし、その後の事業期間を通じてこれを維持すること。
- (6) 株主は、処分組合の同意なくして運営会社の株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (7) 運営会社は、運営業務委託契約上委託される業務を実施するための人員を確保すること。
- (8)¹株主は、運営会社が債務超過に陥った場合、または資金繰りの困難に直面した場合には、連帯して運営会社への追加出資または劣後融資に応じること、その他処分組合が適切と認める支援措置を講ずることにより、運営会社を倒産させないこととし、運営会社が果たすべき債務を履行できるように、最大限の努力をすること。なお、追加出資又は劣後融資等に基づく資金援助義務の上限は、[]円²とする。
- (9)³運営会社の経営が困難な状態に陥った場合は、株主は、本件施設の運転を、運営会社に代わって行うものとするものとする(手続の詳細は、処分組合が定めて通知する。)。

3 株主は、各自の保有する議決権を行使して、第2項第(2)号及び第(3)号に記載の内容に反して運営会社の本店所在地または運営会社の目的を変更しないものとする。

4 運営会社は、本契約の締結と同時に、処分組合に提出した定款及び商業登記簿の謄本に変更があるときは、遅滞なく、変更後の定款または商業登記簿謄本を、処分組合に提出するものとする。

5 運営会社は、処分組合の承諾なく設立時の株主以外の者に対して第三者割当増資を行うことはできない。設立時の株主に対して第三者割当増資を行う場合にも、運営会社は、運営期間中、本条第2項第(4)号記載の事項を遵守するものとし、当該第三者割当の事前及び事後に、処分組合に第三者割当増資の実施または完了を報告しなければならない。

¹ 本号は、入札説明書第4、2、(4)記載の契約保証金につき、イ、(イ) 記載のSPCの資本金額及びSPCに対する資金援助義務を選択した場合にのみ、規定されます。

² 資金援助義務の上限額は、3ヶ月分の委託料相当額(入札時に提案された運営業務委託費の金額を20で除した額の4分の1)とします。

³ 本号は、入札説明書第4、2、(4)記載の契約保証金につき、イ、(イ) 記載の、株主による本件施設の運転代行を選択した場合にのみ、規定されます。

(運営会社の経営計画等の報告及び処分組合による監査)

第10条 運営会社は、経営の透明性を確保するために、翌事業年度の開始する日の1ヶ月前までに、翌事業年度の経営計画を、別途運営会社が定め処分組合が承認する様式により、処分組合に提出するものとする。処分組合は、当該経営計画を確認し、疑義がある場合には、運営会社に対し質問を行うことができるものとする。この場合、運営会社は、処分組合の質問に誠意をもって回答するものとする。

2 運営会社は、経営の健全性及び透明性を確保するために、本件施設が完成し、エコセメント化事業が開始する最初の事業年度から、運営会社が商法上要求される計算書類及びその附属明細書の写し並びに株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和49年法律第22号)第13条及び第14条に基づいて大会社が要求される監査報告書に準じて運営会社の公認会計士が作成した監査報告書を、毎事業年度終了後3ヶ月以内に処分組合に提出するものとする。処分組合は、当該報告書を公表することができるものとする。処分組合は、当該決算書類及び当該監査報告書を確認し、疑義がある場合には、運営会社に対し質問を行うことができるものとする。この場合、運営会社は、処分組合の質問に誠意をもって回答するものとする。

3 処分組合は、公認会計士等の外部の専門家を活用し、運営会社の会計監査ができ、運営会社はこれに協力する。

(本基本協定上の権利義務の譲渡の禁止)

第11条 処分組合または民間事業者は、相手方の承諾なく本基本協定上の権利義務につき、第三者への譲渡または担保権の設定をしないものとする。

(事業実施契約上の権利義務の譲渡の禁止)

第12条 処分組合、建設請負人または運営会社は、建設工事請負契約または運営業務委託契約上の権利義務につき、相手方の承諾なく第三者への譲渡または担保権の設定をしないものとする。

(債務不履行等)

第13条 各当事者は、本基本協定上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償するものとする。

2 各当事者は、事業実施契約に定める債務が履行されない場合、当該事業実施契約の各規定に基づき、損害金を請求し、または事業実施契約を解除することができるものとする。

る。

- 3 建設工事請負契約の規定に基づき同契約が解除された場合、本基本協定及び運営業務委託契約の全部についても解除されるものとする。また、運営業務委託契約の規定に基づき同契約が解除された場合は、各当事者は建設工事請負契約に基づく債務の履行を免れるものではない。

(秘密保持義務)

第14条 処分組合または民間事業者は、本基本協定上の業務に関する機密情報で、相手方またはその代理人若しくはコンサルタント以外の第三者から秘密保持義務を負わずに入手した情報及び、その入手後に公開情報となった情報を除いたものを、相手方または処分組合もしくは民間事業者の代理人及びコンサルタント以外の第三者に漏洩しないものとし、また、本基本協定の規定に基づく義務の履行以外の目的には使用しないものとする。ただし、法令等に基づき機密情報の開示が求められる場合、または相手方の同意がある場合は、この限りではない。かかる秘密保持義務は運営期間の終了から5年間存続するものとする。

(管轄裁判所)

第15条 処分組合及び民間事業者は、本基本協定に関して生じた当事者間の紛争について、東京地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(定めのない事項)

第16条 本基本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、または本基本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、処分組合及び民間事業者が協議して定めるものとする。

本基本協定の成立を証するため、本書〔 〕通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成〔 〕年〔 〕月〔 〕日

東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合
管理者 土屋正忠

（株主及び建設請負人代表者）

（株主）

（株主）

（運営会社）

別表 1

本件施設の建設に係る業務の概要

設計・施工の対象業務範囲

本件施設の設計・施工に係る業務は以下のとおりである。

1. 建築工事関係

- (1) 建築本体工事
管理棟、各種工事棟、煙突及び付属施設の実施設計・施工
- (2) 建築機械設備工事
(1)の施設に係る建築機械設備の実施設計・施工
- (3) 建築電気設備工事
(1)の施設に係る建築電気設備の実施設計・施工
- (4) 外構工事
外構工事の実施設計・施工
- (5) その他要求水準書記載の関係物件

2. プラント工事関係

- (1) エコセメントプラント及び付属設備の実施設計・施工
- (2) その他要求水準書記載の関係物件

3. その他の工事等

- (1) 測量(用地測量業務は除く。ただし、本件施設建設に必要となる用地測量業務は含む。)
- (2) 地質調査(必要に応じて)

別表 2

本件施設の運営に係る業務の概要

- (1) 本件施設の主要部の施工が完了し、焼却残さ等を設備に投入して処理を行い所定の性能を発揮することが可能と判断される時点以降において下記(2)ないし(1 1)の業務を実施するための、準備行為
- (2) 焼却残さ等の受入れ、受入れた焼却残さ等のエコセメント化、エコセメント化により生成される生成物たるエコセメントの有効活用(売却)及び副産物たる金属産物(重金属回収装置からの人工鉱石)の有効活用等、本件施設を用いて行う焼却残さ等のエコセメント化に係る業務
- (3) 前各号に係る業務を実施するために必要な各設備の運転及び各種の計測、運転及び計測結果の記録、並びに経常的な施設の保守管理業務
- (4) 電気関係法令及び電気事業法(保安規定)による電気工作物の工事・維持及び運転に関する保安業務
- (5) 本件施設の各設備・各機器及び建物の要求水準書に従った保守点検(法定点検、定期点検等を含む)及び設備更新に係る業務
- (6) 本件施設の各設備・各機器の清掃・環境整備作業(便所、風呂、給湯室、会議室、廊下等を含む)及びその他敷地内設備(構内道路、植栽、駐車場、門・囲障等)の清掃その他の保守管理作業
- (7) 本件施設の保守管理上の日報・月報・年報、及び各種日誌の作成、並びにその他統計事務の実施及びその結果の報告書及び各種報告書等の作成
- (8) 見学者への対応
- (9) 甲が行う本件施設に係る計測、周辺環境保全への協力
- (1 0) 本件施設の運営に関する甲または所轄官庁からの報告、記録等の提出の要求に対する速やかな対応
- (1 1) その他、本件施設の施設運営に合理的に関連する一切の業務